

葉山一色大滝商店会

会 則

昭和62年 設立

平成22年 5月11日改正

葉山一色大滝商店会 会則（案）

第一章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、「葉山一色大滝商店会」（以下「本会」という）
と称す

（目 的）

第2条 本会は相互扶助の精神に基づき会員に必要な共同事業を行ない、会員の自主的な経済活動を促進すると共に葉山一色の住宅地にふさわしい商店会の形成発展及び地位の向上をはかり、地域住民の皆様に愛される商店会への実現に寄与することを目的とする

（地 区）

第3条 本会の地区は葉山大道を中心に神奈川県三浦郡葉山町一色周辺の地区とする

（事務所）

第4条 本会事務所は会長宅内に置く

第二章 事 業

（事業内容）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

1. 地域の皆様に愛される商店会作り
2. 広報宣伝及び共同売出しの実施
3. 会員相互の親睦を深めるための事業
4. 経営・技術の改善向上及び会員への情報提供の実施
5. 例会・勉強会の実施
6. 地域団体、行政との協力・情報交流
7. その他、本会の目的を達成するための事業

第三章 会 員

(資 格)

第6条 本会会員の資格は主旨に賛同し、当該区域内で店舗又は事業所を有し、商工業を営む者及び関係者とする

(役 割)

第7条 会員は本会の役員・部会長などの特定の役割のあるなしにかかわらず、企画された活動へ積極的に参加協力をする

(入 会)

第8条 本会の入会は入会申込書にその期の会費を添えて会長に

提出し、役員会の承認を持って決定する

(退 会)

第9条 本会の退会は会員の自由意志とし、1ヶ月前までに会長に書面による届出をもって脱会とする。

2, 納入済みの会費は返還されない

(除 名)

第10条 会員が正当な事由なく会費等の負担を怠り、また本会の会則や趣旨に違反する行為等があるときは、役員会の決議により除名することが出来る

2, 納入済みの会費は返還しない

(賛助会員)

第11条 本会の目的に賛同する賛助会員及び特別会員を置くことが出来る。賛助会員及び特別会員は会費を納入するものとする

第四章 役 員

(役員及び定数)

第12条 本会には次の役員を置く

1. 理 事 4名～10名

2. 監 事 2名

(役員選出と任免)

第13条 本会の役員選考は総会前に役員会において事前に行ない、総会において出席者の2分の1以上の同意に基づき、指名推薦の方法によって選任又は解任する

- 2, 会長は役員会の推薦により総会において承認する
- 3, 副会長以下役員は会長が推薦し役員会及び総会で承認する

(役員の種類)

第14条 本会理事のうち会長1名、副会長2名以内、会計1名、総務1名とし役員会において事前を選任する。

- 2, その他、必要に応じて役員を置くことが出来る

(職 務)

第15条 本会の役員は、次の事項の職務を遂行するものとする

1. 会長は本会を代表して会務を遂行すると共に、総会ならびに役員会を招集する
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する

3. 会計は本会の会計出納事務・会費等の徴収管理・会計全般の業務を行なう

4. 総務は本会の会議等の通知資料発送・会場の選定と手配・総会、会議等の記録・総会資料作成印刷・会員への資料発送・その他庶務全般を行なう

5. 監事は年度末に会計・業務監査を行ない、総会に報告する

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し、役員に欠員が生じた時は役員会において後任を指名できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする

- 2, 役員再任は妨げない
- 3, 役員は辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。また、役員補充には柔軟に対処する
- 4, 多くの会員が役員を経験し、会の運営に関して同一の認識になるように配慮する

第五章 役員会

(役員構成)

第17条 役員会は理事によって構成され、議長は会長が行なう

- 2, 役員会にオブザーバーとして会員が出席することができる

(役員会開催規定)

第18条 役員会は必要に応じて会長が招集し、理事の2分の1以上の出席により成立し、その過半数で決し、可否同数の時は会長が決定する

(役員会の権限)

第19条 役員会は次の事項について決議する

1. 本会の基本的運営に関する事項
2. 年間事業計画に基づいた事項
3. 総会に提出するべき議案
4. 定例会の開催
5. その他、会務の運営上、必要と認められる事項

第六章 会 計

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31

日に終わる

(収 入)

第21条 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる

(会 費)

第22条 会費は下記のとおりとする

会 員 ¥1,000.-/月

- 2, 会費は前期・後期の期首に6ヶ月分を徴収する
- 3, 会費の返還はしないものとする
- 4, 必要に応じ特別会費を徴収できるものとする

(決算及び予算)

第23条 本会の会計は定時総会に於いて決算報告及び予算案の承認を要する

第七章 総 会

(総会の種類)

第24条 総会は通常総会及び臨時総会とする

(総会開催規定)

第25条 通常総会は年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は

会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の2以上の書
面による請求があったとき、会長がこれを開催する

(総会の招集)

第26条 総会の招集は会員に対して7日前までに会議の目的、日
時、場所について通知する

(総会成立及び決議)

第27条 総会は会員数の2分の1以上(委任状を含む)の出席に
より成立する

- 2, 総会の議事は出席者(委任状を含む)の過半数で決し、
可否同数の時は議長が決定する。但し、本会則の改訂
に関しては出席者の3分の2以上(委任状含む)の賛
成を要する
- 3, 総会の議長は会長が任命する

(総会議決事項)

第28条 総会に於いて議決する事項は次のとおりとする

1. 収入・支出、予算及び決算に関する事項
2. 会則改定に関する事項
3. 役員の変更に関する事項

4. 役員会より提出の議案に関する事項
5. その他、本会の運営上、特に必要と認められる事項

第八章 部 会

(部 会)

第29条 役員会は必要に応じて各部会を設置することが出来る。

- 2, 部会は下記の事項を審議することが出来る
 1. 本会の業務企画・広報・事業に関する事項
 2. 上記の企画・計画・実行・反省に関する事項
 - 3, 部会は活動状況を役員会に報告し、役員会との調整を
行ない、承認を受けること

(部会長)

第30条 部会長は役員会に於いて選任される。任期は第15条(役
員の任期)と同じとする

- 2, 部会長は部会を招集して部会の目的を達成するた
めに努力する
- 3, その他、部会に必要な事項は部会長が役員会の承認を
得て決定する

第九章 班 長

(班長及び班の定数)

第31条 本会には次の班及び班長を置く

1. 班：一班・二班・三班の3班
2. 班長は各班に1人

(班長の選出と任期)

第32条 班長は会員名簿の班ごとの順番で行なう。

- 2, 班長の任期は2年とする

(班長の職務)

第33条 本会の班長は、次の事項の職務を遂行するものとする

1. 会員への連絡、資料・制作物の配布
2. 会費の徴収
3. その他、本会運営に必要な事項

第十章 慶弔及び旅費交通費

(慶 弔)

第34条 本会の慶弔規定は次のように定める

1. 会員及び事業に従事した配偶者の死亡
金一萬圓の香料
2. 前項の他、本会として慶弔の意を表す必要が生じた場合は三

役の判断とし、理事会に事後報告することとする

(旅費交通費)

第35条 会員が本会の目的のために出張したときは、役員会の承認を得て、交通費及び諸経費を支給することが出来る

附 則

- 1, この会則は平成22年4月1日より施行する